（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十一条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「又は第十八条の二第一項」を「、第十八条の二第一項」に、「の規定による」を「又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定による」に改める。

第十八条第一項中「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十二号）による改正後の労災保険法（以下「改正労災保険法」という。）」を「労災保険法」に改め、同条第二項中「改正労災保険法」及び「同法」を「労災保険法」に改める。

第十八条の二第一項中「改正労災保険法第七条第一項第二号」を「労災保険法第七条第一項第三号」に、「、改正労災保険法」を「、労災保険法」に改め、同条第二項中「改正労災保険法」を「労災保険法」に改め、同条を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二　政府は、当分の間、事業主の申請により、当該事業主の事業についての労災保険に係る保険関係の成立前に発生した雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号。以下この項において「令和二年改正法」という。）第二条の規定による改正後の労災保険法（以下この条において「改正後労災保険法」という。）第七条第一項第二号に規定する複数事業労働者（以下この条において「複数事業労働者」という。）の二以上の事業の業務を要因とする負傷又は疾病（令和二年改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に発生する負傷又は疾病に限る。以下この条において同じ。）につき療養を必要とすると認められる複数事業労働者に関しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、改正後労災保険法第三章第一節及び第二節の二の規定により保険給付を行うことができる。

2　政府は、当分の間、事業主の申請により、当該事業主の事業についての労災保険に係る保険関係の成立前に発生した複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷又は疾病につき療養を必要とする状態が当該申請前に一年六箇月以上継続しており、かつ、労災保険法第十二条の八第三項第二号の厚生労働省令で定める傷病等級に該当すると認められる複数事業労働者に対しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、改正後労災保険法第三章第一節及び第二節の二の規定により、複数事業労働者傷病年金を支給することができる。

3　事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合には、前二項の申請をしなければならない。

第十九条第一項中「第十八条第一項若しくは第二項」の下に「、第十八条の二第一項若しくは第二項」を加え、同条第三項の表第四十二条及び第四十三条第一項の項中「第十八条の二」の下に「、第十八条の三」を加える。

第二十一条第二項中「改正労災保険法」を「労災保険法」に改める。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　前条の規定による改正後の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十八条第一項及び第二項並びに第十八条の三第一項及び第二項の規定に係る附則第六条第二項の適用については、同項中「発生する負傷、疾病、障害又は死亡」とあるのは「発生する負傷又は疾病（雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）附則第二十一条の規定による改正後の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下この項において「改正後整備法」という。）第十八条第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定により、第三号施行日前に発生した負傷又は疾病が第三号施行日以後に発生したものとみなされる場合を除く。）」と、「発生した負傷、疾病、障害又は死亡」とあるのは「発生した負傷又は疾病（改正後整備法第十八条第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定により、第三号施行日前に発生した負傷又は疾病が第三号施行日以後に発生したものとみなされる場合を含む。）」とする。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第二十三条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条中「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

（確定給付企業年金法の一部改正）

第二十四条　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項第三号中「障害補償給付」の下に「、複数事業労働者障害給付」を加える。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十五条　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第四十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（船員保険の失業等給付に関する経過措置）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第四十二条の二　前条第一項及び第四項から第九項までの規定にかかわらず、雇用保険法第十八条第一項に規定する年度の平均給与額が修正されたことにより、同法第十六条第一項に規定する基本手当の日額、同法第十七条第四項の規定による賃金日額、同法第十九条第一項第一号に規定する控除額、同法第五十六条の三第三項第一号に規定する基本手当日額又は同法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額が変更され、これらの額との均衡を考慮して、厚生労働大臣が平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金の日額、平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ九第四項、第三十四条第一項第二号若しくは同条第六項（平成二十二年改正前船員保険法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣の定める額、平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ十五ノ二第三項第一号若しくは第三十三条ノ十六ノ三第二項に規定する厚生労働大臣の定める上限額又は平成二十二年改正前船員保険法第三十六条第四項若しくは第三十八条第四項の下限額及び上限額を変更した場合において、当該変更に伴いその額が再び算定された平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ二第一項に規定する失業等給付があるときは、当該失業等給付に係る平成二十二年改正前船員保険法第二十七条ノ二の規定による未支給の保険給付の支給を受ける権利については、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第三十一条第一項の規定を適用しない。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第二十六条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第二十七条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十七の項及び別表第二の七十七の項中「失業等給付」の下に「若しくは育児休業給付」を加える。